

税のお知らせ

申告書の提出は 3月15日木 まで

期間間際は
混雑しますので、
申告は
お早めに！

皆さんからいただいた貴重な税金は、生活やまちづくりに深く結びついています

市・県民税の申告

▶ 申告が必要な方

平成24年1月1日現在で浦安市に住所があり、次のいずれかに該当する方

- 給与所得だけの方で勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が市役所に提出されていない方（不明な方は勤務先に確認してください）
- 給与所得者で、2カ所以上の所得がある方（給与以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告の必要はありませんが市・県民税の申告は必要です）
- 営業・不動産所得などがある方で所得税の確定申告の必要がない方
- 所得のない方でどなたの扶養にもなっていない方（別の世帯の方の扶養に入っている場合は申告が必要）
- 住所は浦安市外にあるが、浦安市内に事務所や家屋敷がある方
- 公的年金収入を受けている方で扶養控除・社会保険料控除・医療費控除などを受ける方

※所得がなかった方や単身赴任中の方の扶養になっている方も、国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、非課税証明書発行などの基礎資料となりますので、申告が必要です。ただし、平成23年分の所得税の確定申告をした方は、市・県民税の申告の必要はありません

▶ 必要なもの

- 印鑑（認め印でも可）
- 平成23年中の所得を証明する書類（給与所得や公的年金などの源泉徴収票や給与明細書など）
- 各種控除証明書（国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料などの証明書、医療費などの領収書）

▶ 申告の受け付け

時 2月16日(木)～3月15日(木)午前9時～午後4時
※土曜日を除く
所 文化会館

問 市民税課

ご来場の際は、徒歩や自転車、バスをご利用ください

所得税の確定申告

▶ 申告相談と確定申告書の提出

税理士会による無料申告相談

時 2月10日(金)まで 午前9時30分～正午、午後1時～3時
※木・土・日曜日を除く。混雑時は早めに締め切る場合あり
所 文化会館
内容 小規模納税者（白色申告者のうち、所得金額が300万円以下の方）の所得税と消費税、年金受給者と給与所得者の所得税の申告、震災による雑損控除などの相談
※贈与税や、住宅ローン控除、土地・建物・株式の譲渡所得、退職所得、給与の収入金額が1000万円を超える方の相談には応じません

一般申告相談会

時 2月16日(木)～3月15日(木)午前9時30分～午後4時
※土・日曜日を除く。混雑時は早めに締め切る場合あり
所 文化会館
内容 全般的な申告相談
※土地・建物の譲渡所得、贈与税の相談には応じません

確定申告書の提出

時 2月16日(木)～3月15日(木)午前9時～午後4時
※土曜日を除く
所 文化会館

▶ インターネットで確定申告書作成・提出 ～確定申告書等作成コーナー

必要な項目を直接入力すると、税額などが自動計算され、作成した申告書は、印刷して郵送などで提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>をご覧ください。

問 市川税務署 ☎ 047・335・4101 (市民税課)

市・県民税の扶養控除などの改正

問 市民税課

▶ 扶養控除の見直し

- 年少扶養控除（扶養親族のうち、15歳以下の方に係る扶養控除。33万円）が廃止されました
- 特定扶養親族（16～22歳）のうち、16～18歳の方に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円になりました
※住民税の非課税限度額に変更はありません

▶ 扶養親族申告書の提出

15歳以下の方に対する扶養控除は廃止されますが、市・県民税の非課税限度額の算定には扶養親族の人数が用いられます。
そのため、給与所得者または公的年金などの受給者で扶養控除等申告書を提出しなければならない方に、個人住民税に係る扶養親族申告書の提出義務が課されます。

▶ 同居の特別障害者控除の変更

これまで、同居特別障害者の加算控除額（23万円）は、配偶者控除または扶養控除の額に加算されていましたが、年少扶養控除の廃止に伴い、年齢にかかわらず、特別障害者に係る障害者控除の額（30万円）に加算されます。

▶ 寄付金税額控除の改正

寄付金税額控除の適用下限額が5000円から2000円に引き下げられました。

▶ 証券税制

- 上場株式などの配当・譲渡所得などに係る軽減税率（所得税7%、住民税3%）の適用期限が平成25年12月31日になりました
- 非課税口座内の少額上場株式等配当・譲渡所得などの非課税措置の適用は26年1月1日からになりました

